

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers and Packaging Recycling Association

年次レポート 2025

令和6年度 実績報告



表紙キャラクター：リクルとピブル(P13参照)

- 1 ごあいさつ
「年次レポート2025」
発行にあたって
- 2 協会のご案内
3 ガバナンス体制について
- 5 容器包装リサイクル法について
容器包装リサイクルの成果
- 7 リサイクルの流れ
容器包装リサイクルとSDGs
- 9 令和6年度の再商品化事業
9 総括的概要
代表理事専務 西山 純生
11 素材別の再商品化実施状況
13 TOPICS
- 15 数字で見る2024 Highlight
令和6年度の再商品化実績
- 17 令和6年度 再商品化実績データ
17 引取量
18 販売量
19 再商品化実施委託関連
21 再商品化事業関連

「年次レポート2025」発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容リ協)は、その事業活動について皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2025」を発行しました。再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～7年3月31日)。
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

発行日

令和7年8月(次回の発行は令和8年8月を予定)

本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部
Tel. 03-5532-8610
Fax. 03-5532-9698
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

MESSAGE

ごあいさつ



石塚 久継

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務

平素より当協会の事業に対し、格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

当協会は、設立から本年で29年目を迎えます。これまで容器包装リサイクル法に基づくリサイクルシステムの運営を通じて、廃棄物の適正処理はもとより循環型社会の構築に尽力してまいりました。この間、多くの課題に直面しながらも、関係者の皆さまのご協力のもと、持続的な事業運営を実現できたことに深く感謝申し上げます。

いま私たちは、かつてないスピードで変化する社会環境の中にいます。気候変動への対応、循環経済の推進、さらには技術革新等による産業構造の変化など、資源循環を取り巻く状況も大きな転換点を迎えています。こうした時代の要請に応えるべく、当協会は従来の役割にとどまらず、より幅広い視点から資源の最適利用と環境負荷の低減に取り組んでまいります。

特に、令和5年度より運用を開始した「プラスチック資源循環法」に基づく新たなリサイクル制度では、製品単位から素材単位への視点の多角化が求められており、当協会もそれに基づいた取り組みの一端を担っております。この制度は、従来の廃棄物適正処理と資源の有効利用からさらに一歩踏み出し、資源循環を起点とした新たな価値創出の可能性を秘めています。

今後も、特定事業者、リサイクル事業者、市町村、消費者など、すべての関係者が連携・協働し、循環型社会経済の実現をめざす必要があります。

当協会は、「未来へつなぐ みんなのリサイクル」という想いのもと、その橋渡し役としての責務を果たすべく、引き続き全力で取り組んでまいります。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年8月

コーポレートメッセージ

未来へつなぐ みんなのリサイクル

便利で安全な商品で満たされた私たちの暮らし。

そして、その引き換えとして残されたごみ。

増えていくごみを資源に変え続けていくことができれば、
私たちはもっと地球にやさしくなれると信じています。

容器や包装へのほんの少しのおもいやり

あなたと手を携え、Wellbeingな未来へつないでいく。

みんなと共に。そんな存在であり続けます。



目的

当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

事業活動

再商品化の実施

- 特定事業者及び市町村からの再商品化業務の受託
- 市町村からの分別基準適合物及び分別収集物の引取り
- 再商品化事業者への再商品化業務の委託

再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供

- 関係者への各種説明会の実施
- ホームページによる情報提供
- 会報の発行
- パンフレット等の製作
- 展示会への出展
- 講演会への協力など



ホームページ



容リ協ニュース

内外関係機関等との連携・交流

- 国内関係機関との連携
- 海外の関係機関との交流・情報交換

沿革

- **平成7(1995)年6月16日**
容器包装リサイクル法(容リ法)公布
- **平成8(1996)年9月25日**
主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得
10月31日
主務4省(同上)から指定法人としての指定を受ける
- **平成9(1997)年4月1日**
容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を対象として、ガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始
- **平成12(2000)年4月1日**
容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を対象として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙・プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始
- **平成19(2007)年4月1日**
法施行後10年の見直しが行われ、改正容リ法本格施行
- **平成22(2010)年4月1日**
公益財団法人として新たにスタート
- **令和4(2022)年4月1日**
プラスチック資源循環法施行
- **令和5(2023)年4月1日**
プラスチック資源循環法に基づく容器包装プラと製品プラの一括再商品化開始

容器包装リサイクルとSDGs

2030年をゴールとするSDGsの目標達成のために、「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしています。当協会の事業活動やご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。



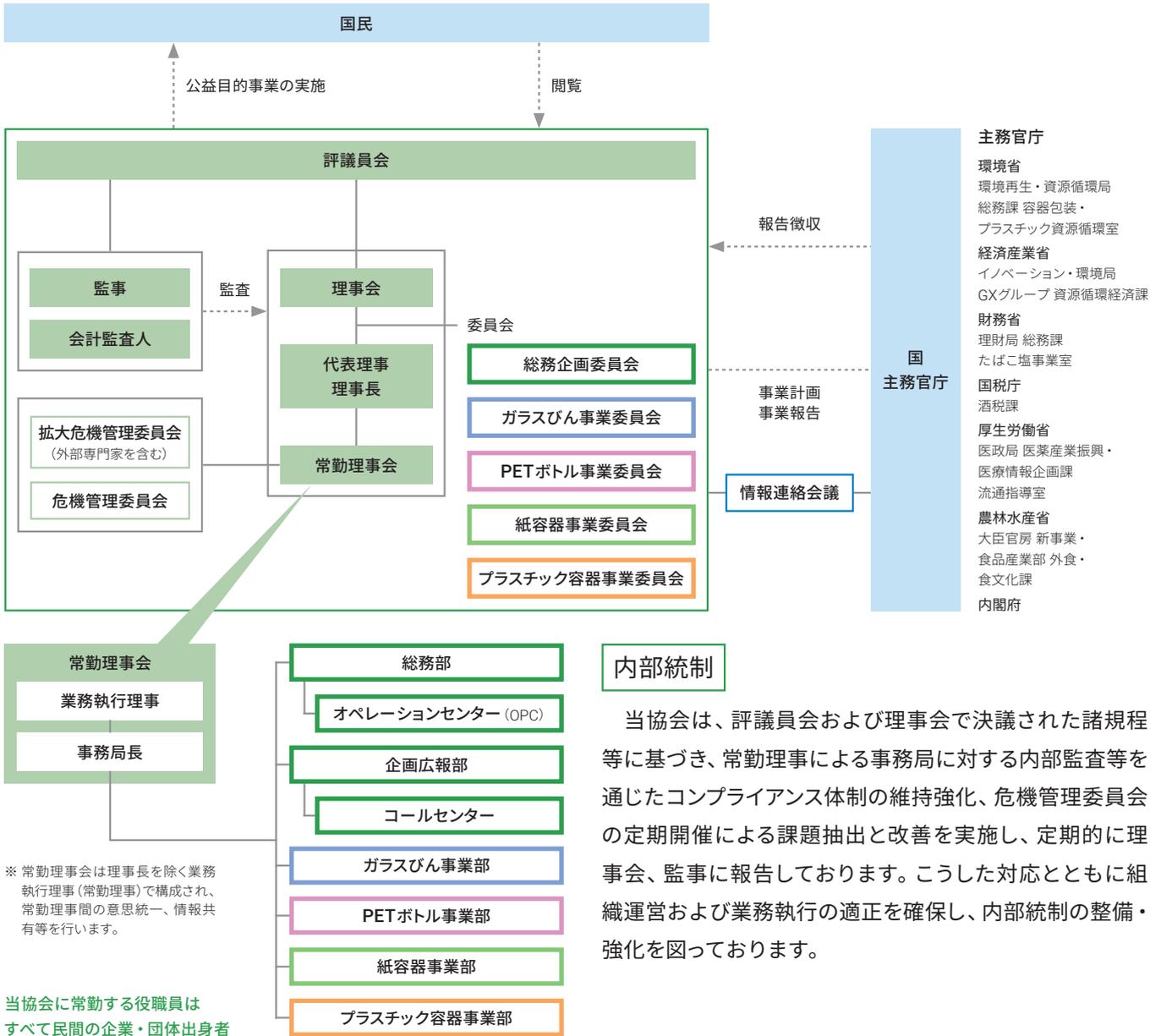
「行動の10年」(Decade of Action)は、貧困やジェンダーから気候変動、不平等など世界の最重要課題のすべてについて、持続可能な解決策を加速度的に講じることを求めています。



詳しくはP7-8をご覧ください

ガバナンス体制について

● 体制図



不適正行為対応

当協会では、容り法に基づく再商品化業務の適正化を図るため、再生処理事業者、運搬事業者、再商品化製品利用事業者などの不適正行為、特定事業者の委託契約の未締結や委託料金未納といった不適正行為などに

する情報の通報を広く受け付ける専用窓口を設置しております。窓口に関しては、通報者の個人情報および通報内容の取扱いに十分に配慮するとともに厳重に管理しております。



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会「不適正行為等に関する通報受付係」

郵送 ▶ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL ▶ 03-5532-8694 (受付時間 9:30~12:00、13:00~17:30 (但し、土日祝日、9月25日を除く))

メールアドレス ▶ report@jcpra.or.jp

● 評議員

評議員は50名。各業界団体、経済団体、NPO法人、大学教授等から選出されます(無報酬)。

評議員 所属		
一般財団法人家電製品協会	日本化粧品工業会	一般社団法人日本貿易会
一般財団法人消費科学センター	日本酒造組合中央会	日本マーガリン工業会
一般財団法人食品産業センター	日本醤油協会	日本洋酒酒造組合
公益財団法人食品等流通合理化促進機構	日本蒸留酒酒造組合	一般社団法人日本冷凍食品協会
製粉協会	一般社団法人日本植物油協会	ビール酒造組合
全国卸売酒販組合中央会	日本スープ協会	全国商工会連合会
全国菓子工業組合連合会	日本生活協同組合連合会	全国中小企業団体中央会
全国漁業協同組合連合会	日本製菓団体連合会	東京商工会議所
全国食酢協会中央会	日本石鹼洗剤工業会	一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人全国清涼飲料連合会	一般社団法人日本惣菜協会	全国市長会
全国農業協同組合連合会	一般社団法人日本即席食品工業協会	公益社団法人全国都市清掃会議
全日本菓子協会	日本チェーンストア協会	全日本自治団体労働組合
全日本カレー工業協同組合	一般社団法人日本乳業協会	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット
一般社団法人全日本コーヒー協会	日本歯磨工業会	石川 雅紀 叡啓大学 学長補佐・特任教授
一般社団法人日本印刷産業連合会	一般社団法人日本パン工業会	大塚 直 早稲田大学大学院 法務研究科 教授
一般社団法人日本果汁協会	一般社団法人日本百貨店協会	斉藤 崇 杏林大学 総合政策学部 教授
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	一般社団法人日本フードサービス協会	

● 理事

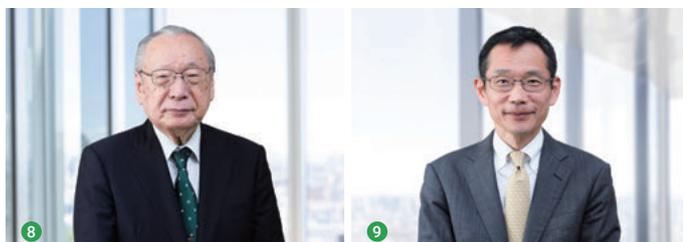
理事は20名。業務執行理事は8名。それ以外の理事は12名となり、各業種団体、経済団体等から選出されます(無報酬)。



業務執行理事	氏名
① 代表理事専務	西山 純生
② 代表理事常務	栗原 博
③ 事務局長兼総務部長	高松 和夫
④ 企画広報担当	長塚 真行
⑤ ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長	佐々木 和弘
⑥ PETボトル事業部長	吉田 雅治
⑦ プラスチック容器事業部長	前川 恵士

理事 所属		
紙製容器包装リサイクル推進協議会	日本ガラスびん協会	一般社団法人プラスチック循環利用協会
ガラスびん3R 促進協議会	日本商工会議所	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
公益財団法人古紙再生促進センター	日本製紙連合会	PETボトル協議会
公益社団法人食品容器環境美化協会	日本プラスチック工業連盟	PETボトルリサイクル推進協議会

● 監事



氏名	所属団体名等	左記所属団体等での役職
⑧ 志村 晃司	志村公認会計士事務所	公認会計士
⑨ 古田 茂	本間合同法律事務所	弁護士

🔗 理事・監事・評議員の名簿はこちらに公開しています
<https://www.jcpra.or.jp/about/#about07>

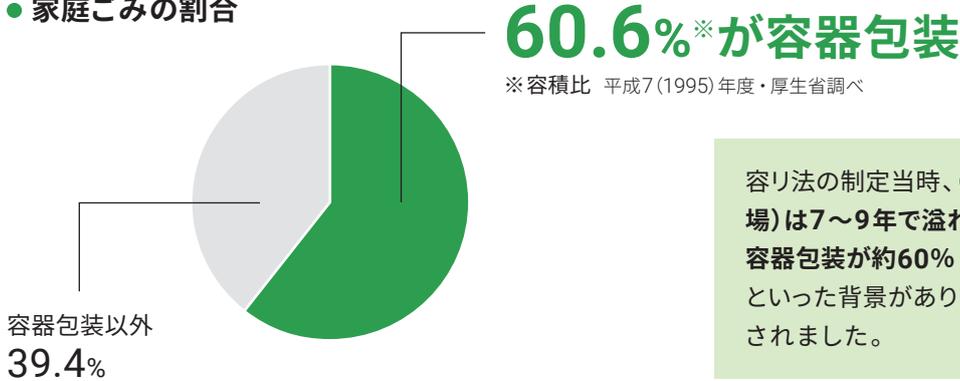




容器包装リサイクル法について

容り法制定の背景

● 家庭ごみの割合



容り法の制定当時、①一般廃棄物の埋立地(最終処分場)は7~9年で溢れてしまう状況、②家庭ごみのうち容器包装が約60%(容積比)と高い割合を占めていたといった背景があり、平成7(1995)年に容り法が制定されました。

対象となる「容器」「包装」

● 再商品化義務の対象となる「容器」「包装」

<p>ガラスびん</p> <p>無色、茶色、その他の色のガラスびん</p>	<p>PETボトル</p> <p>食料品(特定調味料※1、乳飲料等※2)、清涼飲料、酒類用</p>	<p>紙製容器包装</p> <p>段ボール、紙パックを除く</p>	<p>プラスチック製容器包装</p> <p>PETボトルを除く</p>
--	--	--	--

※1 しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)

※2 ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

容り法で特定事業者に再商品化の義務を課しているのは上記の4品目になります。

容り法の制定当時、**容器**：商品を入れるもの(袋も含む)、**包装**：商品を包むもののうち、スチール缶・アルミ缶、紙パック、段ボールの4品目は市場価値が高く、すでに再商品化(リサイクル)ルートが確立されていたため再商品化義務の対象に含まないことになりました。

「識別マーク」の表示

資源有効利用促進法に基づき表示義務のあるマーク

PETボトル	紙製容器包装	プラスチック製容器包装	飲料用スチール缶	飲料用アルミ缶

関係業界団体が自主的に表示しているマーク

ガラスびん	紙パック	段ボール

識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。事業者には「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装には、識別マークを付ける義務があります。また義務はありませんが、関係業界団体が自主的に表示しているマークもあります。

◎ 識別表示ルールの詳細については、経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法」をご覧ください
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html

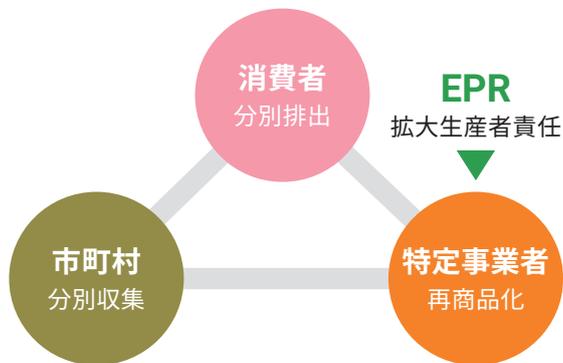


容器包装リサイクル法(容り法)は、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、一般廃棄物の減量化と再生資源の十分な利用を図ることを目的として、平成7(1995)年に制定されました。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(容り協)は、容り法に基づく指定法人として特定事業者等からの委託を受け再商品化事業を適正かつ確実に実施していくことを使命としています。

「EPR」の仕組み

● 容り法が定めた役割分担



EPRとは、拡大生産者責任のこと。製品ライフサイクルにおける商品使用後の廃棄物処理にまで生産者に責任が拡大されます。容り法の役割分担は左図のとおりですが、特定事業者が個別にごみを引き取ってリサイクルを行うことは現実的に困難です。そこで、特定事業者は当協会に「再商品化」の「委託料」を支払うことでリサイクルの義務を果たし、消費者は分別排出、市町村は分別収集とそれぞれが役割を果たす仕組みになっています。

リサイクルの流れはP7-8で詳しく解説しています

▶ 再商品化義務を負う特定事業者

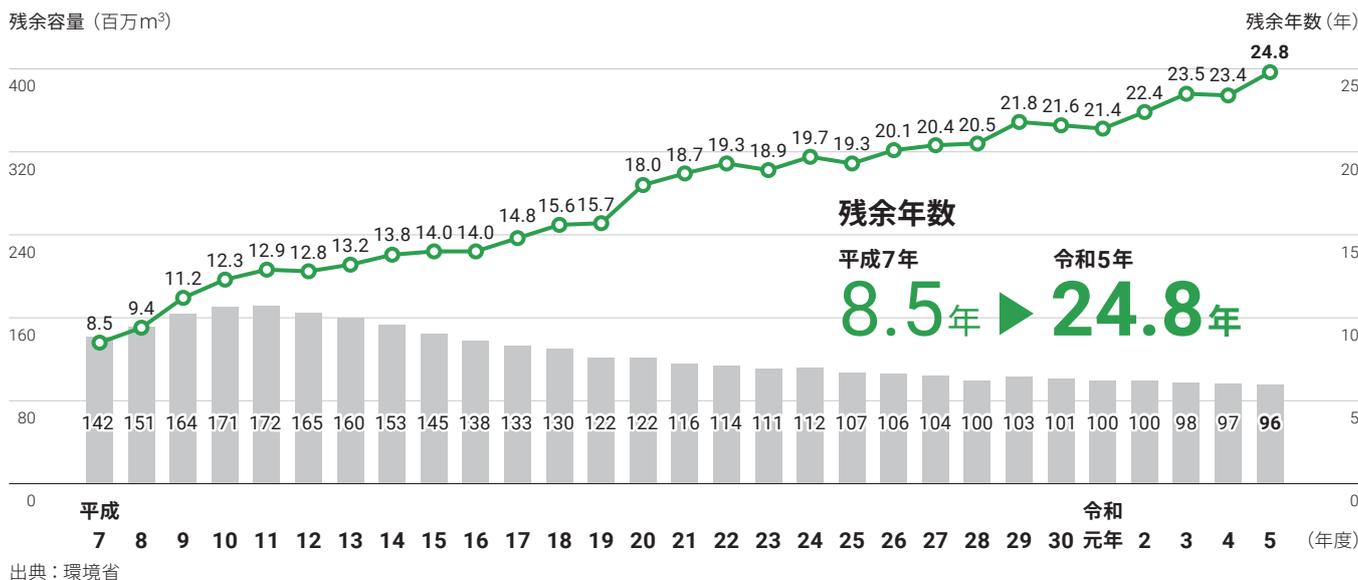
特定容器利用事業者	販売する商品に「容器」を用いる事業者または、「容器」の付いた商品を輸入する事業者
特定包装利用事業者	販売する商品に「包装」を用いる事業者または、「包装」の付いた商品を輸入する事業者
特定容器製造等事業者	「容器」を製造する事業者または、「容器」を輸入する事業者

▶ 以下の条件を満たす小規模事業者は適用を除外

業種分類	条件
製造業等	年間売上高2億4千万円以下 かつ 従業員数20名以下
商業、サービス業	年間売上高7千万円以下 かつ 従業員数5名以下

容器包装リサイクルの成果

● 一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移



● 2023年度実績 リサイクル率・回収率

ガラスびん リサイクル率	PETボトル リサイクル率	紙製容器包装 回収率	プラスチック製容器包装 リサイクル率
75.0%	85.0%	22.4%	69.5% (45.8%)*

出典：3R推進団体連絡会
* 2021年度より算定方式を見直し(カッコ内は従来の算定方式)

詳細は3R推進団体連絡会のホームページをご確認ください
<https://www.3r-suishin.jp/?p=1069>





リサイクルの流れ

皆さまのご協力に

公益財団法人 日本容器包装リサイクル

再商品化(リサイクル)の受託
委託料(リサイクル費用)の受取り

分別基準適合物等の引取り
リサイクル費用の受取り(市町村負担分)^{※1}



再商品化(リサイクル)
義務の履行

分別排出
簡単な水洗い等の後、排出

分別収集
収集・分別等を行い
「分別基準」に適合させる

きちんと委託料を支払う!

分別ルールを守る!

圧縮・梱包して保管



当協会は、特定事業者から委託を受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料を協会に支払うことにより再商品化したものとみなされます。

消費者には、市町村が定める分別排出のルールに従って容器包装ごみを排出することが求められています。正しい分別をすることで、再商品化(リサイクル)しやすく、資源として有効に使えるようになります。ほんの少しの注意を払うことがリサイクルの第一歩です。

市町村は収集・異物の除去などを行い、指定保管施設に保管した容器包装廃棄物(分別基準適合物)及び「プラスチック資源循環法」(プラ法)に基づく分別収集物^{※2}を、当協会に引渡します。

※1 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分及びプラ法に基づく再商品化費用は、市町村が負担します
 ※2 分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集したものを指します(プラスチック製容器包装廃棄物を含む)

④ 分別収集物について詳しくはこちらをご覧ください
<https://www.jcpra.or.jp/law/promote.html>



④ 分別の対象となる「容器」「包装」はこちらでご覧頂けます
<https://www.jcpra.or.jp/law/overview.html#link02>



容器包装リサイクルとSDGs

2030年を期限とするSDGsの目標。2020年1月には、その達成のために「行動の10年 容器包装リサイクルとSDGsについて、当協会の事業活動や資源循環型社会の実現に

4 質の高い教育をみんなに



消費者と生産者と未来を担う子どもたちに向けた環境情報の提供

8 働きがいも経済成長も



イノベーションと多様な働き方で生産性向上と働きがい支援

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



効率化と再資源化技術の向上でレジリエントなインフラを構築

11 住み続けられるまちづくりを



最終処分場問題の解決と環境負荷低減で誰もが住み良いまちづくりに貢献

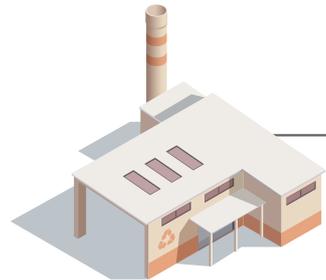
よってリサイクルは成り立っています。

協会

再商品化(リサイクル)業務の委託
分別基準適合物等に係る再商品化費用の支払い

受託

再商品化事業者



「分別基準適合物等」を
運搬・再生処理

再生処理して再商品化!



当協会は、再商品化事業者に指定保管施設から分別基準適合物等の引取り及び再商品化(リサイクル)を委託します。再商品化事業者は毎年、当協会の審査を通った事業者の中から指定保管施設ごとに一般競争入札により選定されます。入札は、全国の保管施設を対象に一斉に行われ契約期間は1年です。

PETボトルは年2回入札

再商品化製品

ガラスびんは…



カレット

PETボトルは…



フレーク、ペレット

紙の容器や
包装は…



固形燃料、製紙原料など

プラスチックの
容器や包装は…



ペレット、フラフなど

再商品化製品
利用事業者

再商品化製品の
利用状況

ガラスびんメーカー
など



- びん原料
- 土木材料
- 建築材料

PETボトルメーカー、
シートメーカー、
繊維メーカー
など



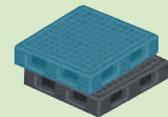
- ボトル
- シート
- 繊維
- 成形品

製紙メーカー
など



- 製紙原料
- 固形燃料
- 材料リサイクル
(家畜用敷料)

プラスチック
成形メーカー、
鉄鋼メーカー
など



- 材料リサイクル
(パレット、再生樹脂など)
- ケミカルリサイクル
(コークス炉化学原料、
ガス化、高炉還元剤)

「Decade of Action」もスタートしています。

ご協力いただいている皆さまとの協業により、下記目標の達成に貢献しているものと考えています。

12 つくる責任
つかう責任

消費者・市町村・事業者の責任分担で持続可能な資源循環を推進

13 気候変動に
具体的な対策を

正しい分別で焼却量削減と化石資源の使用抑制および再商品化促進

14 海の豊かさを
守ろう

使用済みプラスチックの回収量増加によって海洋流出に歯止めを

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

消費者・市町村・事業者をつなぐプラットフォームとしての役割を發揮

令和6年度の取り組みを振り返って

令和6年度は、日経平均株価が史上最高値を更新する一方で、物価上昇により実質賃金が経営に大きな影響を及ぼしており、事業環境は大きく変化しています。「プラスチック資源循環法」

プラ法のもと着実に再商品化事業を実施

令和6年度の分別基準適合物の引取市町村数は1,590市町村と微増したものの、引取量は115万4,283トン^{*1}と前年度比2.9%減で、3年度連続の減少となりました。要因としては消費低迷に加え、プラ法による市町村の独自処理の増加、認定ルートの増加などが考えられます。また、運搬費ほか諸経費の高騰、製品プラの増加などにより、再商品化事業者へ支払う委託料は492億7,293万円^{*2}で、前年度比17億2,123万円増となりました。

再商品化事業者の事業環境も、人件費、運搬費、電気代、燃料費などのコスト増大に直面し、厳しい状況に置かれています。当協会登録の再商品化事業者数は、プラスチック製容器包装で2社増えたものの依然として減少傾向にあり、容器包装に加え製品プラなどの再商品化実施により今後の需要増が見込まれるなか、再商品化能力と事業者の確保が急務となっています。

一方、特定事業者数は79,919社で前年度比489社増となり、5年度ぶりに増加しました。容リ制度に

関する周知、啓発活動、不履行特定事業者（ただ乗り事業者）対策などが一定の効果を奏したものと考えられます。

再商品化事業の持続可能性確保に向けては、事業環境が激変するなかで当協会として3つの取り組みを推進しました。

一つ目は、再商品化事業者の再商品化能力に関する調査の実施です。人手不足、施設の老朽化、原料、製品、残渣の保管場所の確保難といった課題を把握。結果はHPで公開し解決策を検討しています。二つ目は市町村の中間処理施設を運営する民間事業者や関連団体などとの連携の強化です。再商品化事業の紹介や登録申請に関する相談といったサポートを実施することで、再商品化事業者の拡大をめざしました。三つ目は、業務手続の効率化です。登録や再商品化に関わる書類の簡素化、電子媒体での提出などを促進し、事業者の負担軽減に努めています。

プラ法運用開始2年目となる本年度は、再商品化を着実に実施するため ①容リ法ルートを活用した

“ 社会経済が大きく変化するなか
着実に再商品化事業を遂行し、
循環型社会の構築に向けて
新たな道を築いています ”

西山 純生

代表理事専務



目減りし、個人消費は横ばいにとどまりました。また、深刻な人手不足も依然として企業(プラ法)の運用は2年目となり、新たな道を築きつつあります。

取り組み、②国が認定する再商品化計画に基づく取り組みの2つを引き続き実施しました。

①については、容リプラと製品プラの一括再商品化が87市町村・一部事務組合と、昨年度の35から倍増。再生処理ガイドラインに定めた収率や再商品化製品の品質基準の確認のため、プラスチック製容器包装とプラ分別収集物を区分けし、それぞれ再商品化の管理・処理を実施。プラ分別収集物について

は、保管・中間処理施設87カ所すべてのベール品質調査を実施し品質改善を達成しました。

②の実施責任は市町村にあります。容リプラ分の再商品化実施委託料の適正な支払いのため、当協会では生産管理月報の精査・確認などを継続して実施しています。

※1 令和5・6年度の引取量にはプラ法に基づく分別収集物を含みますが、33条(認定計画に基づく再商品化)認定分は含みません。

※2 プラ法33条対応分約22億円を含みます。

プラ法に基づく引取量および再商品化委託料

※ 数字については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

※ 税込、()内は前年度

令和6年度 プラ容器包装	市町村からの引取量(トン)	再商品化委託料(千円)
容リ法(従来ルート)プラ容器包装	541,294 (621,804)	41,599,275 (41,943,276)
プラ法32条(容リルート)プラ容器包装	92,017 (29,287)	
プラ法33条(認定計画)プラ容器包装	35,728 (14,867)	2,174,693 (910,415)
合計	669,039 (665,958)	43,773,968 (42,853,690)

令和6年度 製品プラ	市町村からの引取量(トン)	再商品化委託料(千円)*
プラ法32条(容リルート)製品プラ等	13,604 (4,719)	843,115 (290,688)

※ 製品プラの再商品化委託料は市区町村が負担しています。

再商品化事業の持続可能性確保に向けて取り組みを推進

持続的な容器包装リサイクルの推進、特定事業者の適正・公平な負担の確保のためには、各関係各位の一層の理解と協力が不可欠です。当協会では、国に再商品化義務履行の指導強化を要請し、具体的対策についても協議。あわせて再商品化義務履行の督促を行い、過年度の再商品化義務不履行の遡及分として482社から約5億2千万円を確保しました。

市民を含めた幅広いステークホルダーに向けて周知・啓発のためHPを全面リニューアルしています。また、当協会の役割をわかりやすく伝える「未来へつながみみんなのリサイクル」というコーポレートメッセージも策定しました。さらに、親しみやすいキャラクターや、環境学習にも使える普及啓発コンテンツも

導入し、情報にアクセスしやすいサイトの構築をすすめています。

リチウムイオン電池などの混入による発煙発火トラブル防止対策の一環としては、全国の市町村へのアンケート調査を実施。中間処理における混入状況と混入防止の取り組み状況を把握し、国や電池関連団体、廃棄物関連団体との情報共有と、課題の周知に努めました。これらの取り組みにより、発煙発火トラブルの令和6年度の発生状況は119件で、令和元年度の301件から大幅に減少しました。

これからも、様々な課題に真摯に対応し、再商品化事業の持続可能性確保に向け、協会一丸となって取り組んでまいります。

素材別の再商品化実施状況

4つの素材ごとに、

ガラスびん事業部

紙容器事業部



佐々木 和弘
ガラスびん事業部長
紙容器事業部長

流通量が減少するなか、回収・分別品質の向上と残渣削減に取り組みました

市場に流通するガラスびんの減少傾向が続いており、市町村からの引取量に大きな影響を与えています。こうした状況のなかガラスびん3R促進協議会の調査では、割れてしまったなどの事由で回収しても選別できず、資源化されずに廃棄された量が2023年で103千トン余りと推定されています。また色別に分別しても、回収・選別でそのほかの色に混入するケースが相当数あることが分かっています。

ガラスびんの引取量を少しでも増やし、再商品化量を増加させるためには、市町村での回収・分別品質の向上と廃棄される残渣の改善が重要になります。令和6年度も再商品化量の増加に寄与すべく、市町村、ガラスびん3R促進協議会など関係機関・関係者と連携して品質の向上、残渣の削減に取り組み、確実な再商品化を実施しました。

また、令和6年度は18市町村を訪問し、再商品化率や品質の悪い市町村には、現場確認、現状のヒアリングを実施。改善のためのアドバイスや混合収集から単独収集への変更といったお願い、効果的な取り組みを実施している市町村の事例紹介などを行いました。



再商品化後のカレット

適正で品質の高い再商品化に向けて関連団体との連携強化を進めました

紙製容器包装の令和6年度市町村からの引取量は13,179トン(前年度対比94.8%)となり、再商品化製品販売量は12,918トン(前年度対比93.1%)となりました。国内古紙回収量の減少が続いているなか、古紙現場では量不足とともに人手・トラック不足などの懸念材料が多く、紙製容器包装においても、適正で品質の高い再商品化の確実な実施が求められています。

このような状況下、再生処理事業者については、43事業者、53施設の現地検査を実施。選別指導、安全・衛生管理などを中心に品質の高い再商品化が適正に行われているかの確認をするとともに、古紙情報の入手に努めました。

市町村は引取量の多い市町村中心に7市町村を訪問し、現状のヒアリングと情報交換を行いました。あわせて、市民への普及啓発・広報活動を引き続きお願いしています。また、関係諸団体とも連携を密に取り、正確な情報収集に努めることで適切で円滑な再商品化事業を進めました。



再生処理前の紙製容器包装品ベール

再商品化事業を取り巻く状況や課題、取り組みなどをご報告します。

PETボトル事業部



吉田 雅治
PETボトル事業部長

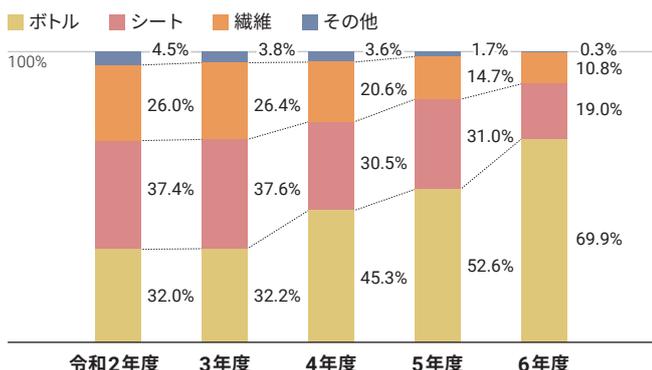
事業環境が大きく変化するなか、着実な再商品化を実施しました

PETボトルリサイクルを取り巻く環境は大きく変化しています。ロシアとウクライナの紛争や、中国とアメリカの関係悪化、中東情勢の混乱に伴う原油価格と為替変動によるバージンPETボトル樹脂価格の高値継続、ボトルtoボトル利用が69.9%と昨年より17.3%拡大したことによる使用済みPETボトル需要のさらなる高まりなどが挙げられます。

このような状況のなか、経営が悪化した再生処理事業者もありリサイクル事業継続を断念する事業者が一部ありましたが、大きな問題もなく適切な再商品化を着実に実施しました。再商品化実施状況としては、引取・再生処理・販売・在庫を月次で把握して確実な再商品化を実施してきました。また再生処理事業者において労働災害が増えていることから、労働災害削減に向けて「労働災害防止に関する研修会」を開催しました。

事業者間の落札量の差が拡大していること、再商品化製品によっては低迷しているものがあることなど課題もあります。取り巻く環境の変化を正確に把握して、適切な施策により資源循環を実施し、PETボトルリサイクルの推進に貢献していきます。

再商品化製品利用状況の推移



プラスチック容器事業部



前川 恵士
プラスチック容器事業部長

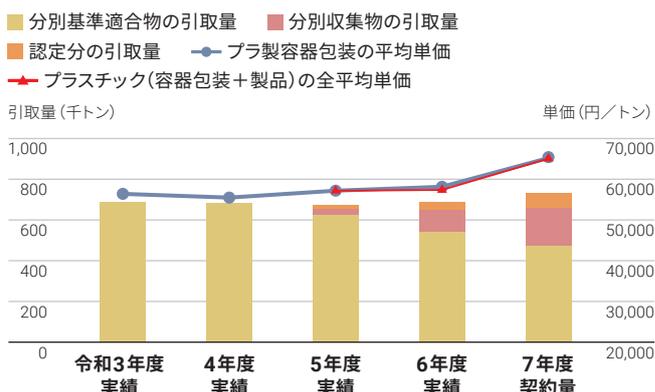
製品プラの申込み市町村が堅調に推移するなか、確実な再商品化に努めました

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の運用開始から2年が経過して、製品プラを含む分別収集物の市町村申込数は、容リルートと国の認定ルート分を合わせて初年度38件、令和6年度104件となりました。また、令和7年度の申込数は150件となり堅調に推移しています。引取量としては容リルートと認定ルート分を合計すると688千トンとなり、前年より15千トンの増加となりました。

課題として、引取量に対して再生処理能力の余力が少ないことがあります。新規事業者の開拓および既存事業者の能力増強を促すべく、ホームページにて余力の現状を公開しました。リチウムイオン電池の混入による発煙発火事故も、処理ラインの停止につながり処理能力に影響します。令和6年度の発煙発火事故件数は119件となり前年(251件)より大きく減少しましたが、停止時間は累計で317時間となりました。市民による分別排出、市町村における分別収集、万が一混入した際の間処理場での除去など、発煙発火事故ゼロ化に向けて各ステークホルダーの皆さまと引き続き協働したいと考えております。

今後とも引取量のさらなる増加が見込まれるなかで、確実な再商品化に努めてまいります。

プラスチック(容器包装+製品)の引取量と平均単価の推移



当協会では、容器包装リサイクル事業のほかにも、市町村や事業者の皆さま、消費者の

TOPICS 1 理事会・評議員会を開催しました

令和6年度の理事会・評議員会はそれぞれ、理事会3回(6・10・12月)、評議員会2回(6・12月)を開催し、事業計画・報告、予算・決算、役員選任、再商品化委託単価といった議案の審議・決議、報告を実施しました。また、再商品化の実績やリスク管理、発火危険物混入トラブル、再商品化義務不履行事業者への対応などについても報告を行いました。これら理事会・評議員会により、制度運営の適正を確保するとともに、監事会の開催(5・11月)とあわせて透明性と信頼性向上に取り組みました。



6月開催の評議員会の様子

TOPICS 2 各種説明会等による普及・啓発を行いました

再商品化事業の理解促進に向けて、市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者向け説明会、特定事業者向け容器包装リサイクル制度説明および個別相談会、再商品化登録希望事業者向け説明会、登録再生処理事業者向け入札説明会、再商品化業務契約事業者業務手続説明会、プラ法第32条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会など関係者に向けた説明会を実施しました。加えて、特定事業者団体などでの講演による普及・啓発活動も実施しました。



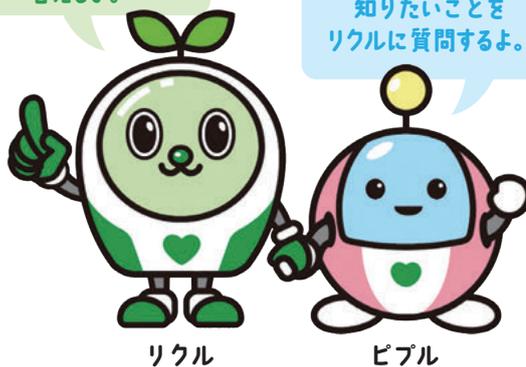
12月開催の特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会」の様子

TOPICS 3 ホームページを全面リニューアル。新キャラクターも登場しました

令和7年3月に、ホームページのデザインと構成を一新しました。知りたい情報に直感的にアクセスできるようカテゴリを整理し、検索性を向上するとともに、誰にとっても見やすく使いやすいサイトとするため、アクセシビリティにも配慮しています。また「普及啓発コンテンツ」も充実させ、新たに創出したキャラクター『リクル』『ピプル』が案内する形で、学校教育などでも活用しやすい内容としました。今後も皆さまに協会の取り組みや活動テーマ、リサイクルへの理解を深めていただけるよう発信していきます。

リクルはとっても物知りなんだ。リサイクルについて答えるよ。

ピプルはみんなが知りたいことをリクルに質問するよ。



リクル

ピプル

方々への普及・啓発、情報提供や交流・協力などに取り組んでいます。

TOPICS 4 再商品化義務の不履行特定事業者問題解消に向けた取り組みを行いました

「ただ乗り事業者」と呼ばれる再商品化義務の不履行特定事業者への対策は、再商品化事業継続において重要な課題と考え、指導・監督権限を持つ主務省と、対応について協議を続けました。また、拡大するECマーケットに向け主要プラットフォームとの連携や、多く特定事業者が参加する「TOKYO PACK 2024」への新規出展などにより、容り制度と再商品化義務履行の重要性を周知しました。これらの活動により、再商品化義務不履行分の過年度遡及金は482社、約5億2千万円となりました。



ただ乗り事業者対策強化のため「TOKYO PACK」初出展

TOPICS 5 リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組みを行いました

リチウムイオン電池などの混入による発火事故防止のため、全国の市町村にアンケートを実施(回答858件)、広報活動は多くの自治体で行われている一方で、分別収集や専用除去設備の導入は一部に留まっている状況が把握できました。またNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット(鬼沢良子理事長)と共同で生活者、自治体、業界団体、リサイクル関連団体、企業、専門家、国など幅広い関係者で有効な対策事例等を共有する「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」を今年度も開催しました。



2月開催のマルチステークホルダー検討会合の様子

TOPICS 6 海外関係機関との交流を推進しました

世界的に容器包装リサイクルへの注目が高まるなか、海外から日本の容り制度とその運用についての説明、意見交換の依頼が増加し、これらに積極的に対応しました。ブラジル、マレーシア、モンゴル、キューバ、コロンビアなどからの訪問者へ、国際協力機構(JICA)での講演などを通じ相互理解と交流を進めました。また、国内関連団体(プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック循環利用協会、全国清涼飲料連合会)のメンバーと共に欧州4カ国を訪問し、主に廃プラスチックのソーティング技術について調査を行いました。



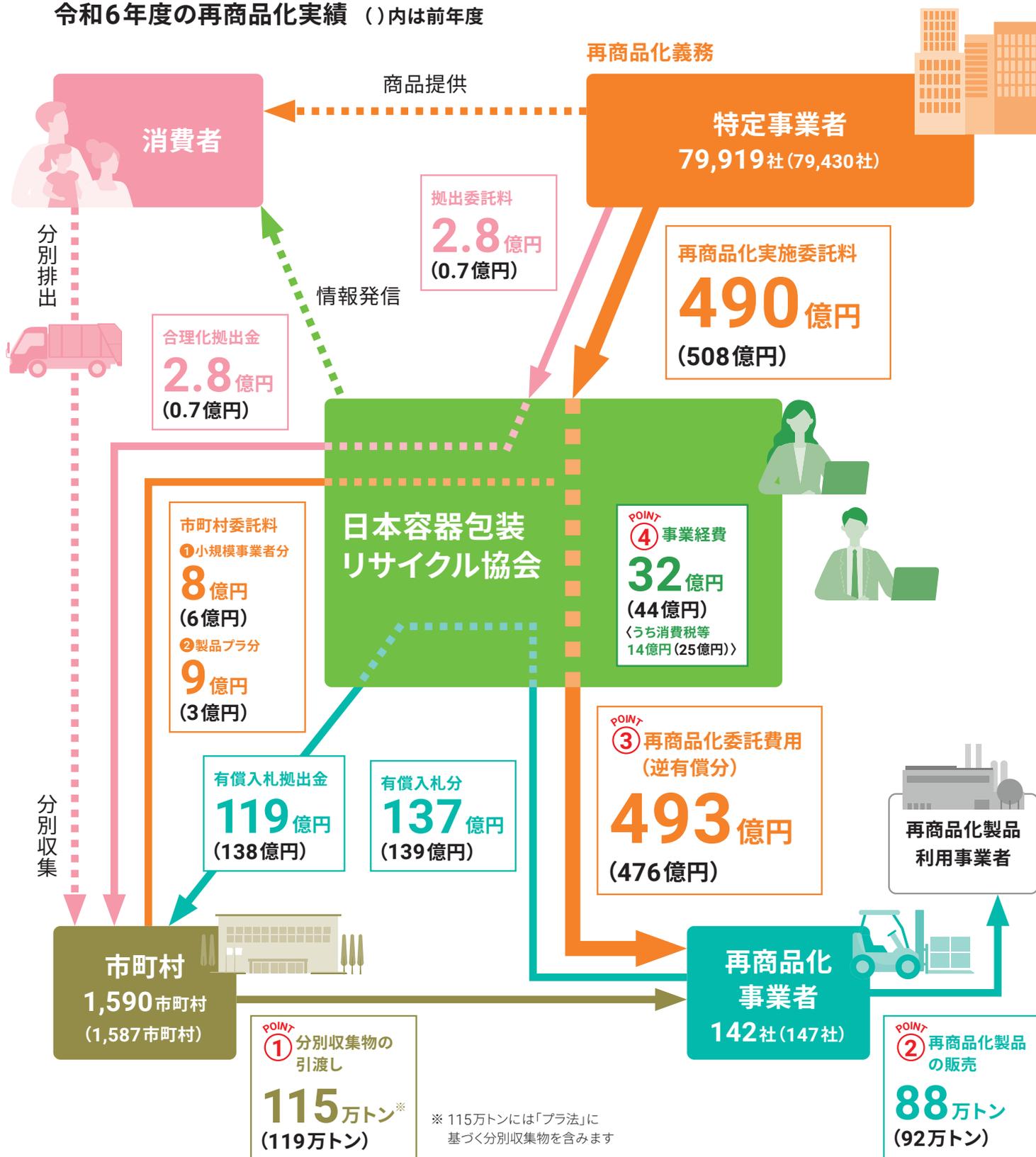
11月開催のJICA研修の様子

数字で見る 2024 Highlight

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。金額は消費税込です。

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを対象とした再商品化を実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法（容リ法）に基づいて再商品化の義務を負っている特定事業者からお預かりした再商品化実施委託料でまかなわれています。令和6年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。

令和6年度の再商品化実績（）内は前年度



POINT

① 引取実績 計115万トン

※ 令和5・6年度の引取量にはプラ法に基づく分別収集物を含むが、33条認定分は含んでいない

1,590市町村からの引取実績は約115万トンとなりました。新型コロナ渦中にあった令和3年度に過去最多(約128万トン)となったのち、4年度約125万トン、5年度約119万トン、そして6年度と3年連続で減少しています。これは、物価上昇による消費者の買い控えや、人口減少、市町村による独自処理の増加などが影響していると考えられます。

● 4素材の引取実績

(トン)

	令和6年度	前年度差
■ ガラスびん	307,869	-6,377
■ PETボトル	186,321	-18,648
■ 紙	13,179	-719
■ プラスチック	646,915	-8,895
合計	1,154,283	-34,641

POINT

② 販売実績 計88万トン

再商品化事業者142社の再商品化製品販売実績は約88万トンと前年度から約4万トン減少しました。過去最多であった令和3年度の約100万トンから、4年度約96万トン、5年度92万トンと3年連続の減少となっており、引取実績に比例して減少している傾向にあります。

● 4素材の販売実績

(トン)

	令和6年度	前年度差
■ ガラスびん	294,606	-2,221
■ PETボトル	161,334	-15,722
■ 紙	12,918	-949
■ プラスチック	409,042	-22,755
合計	877,900	-41,647

POINT

③ 再商品化委託費用 約493億円

再商品化事業者へ支払う再商品化委託費用は、約493億円※と前年度から約17億円増加しています。前年度も約18億円増加と、2年連続の増加となっており、この要因は運搬費や人件費、光熱費ほか諸経費の高騰が影響しているものと考えられます。PETボトルについては、有償分収入が前年度約139億円とほぼ同水準となる約137億円となりましたが、利用製品の内訳を見るとボトルが69.9%と大幅にシェアを拡大しており、飲料業界などの需要動向が大きく影響していると推察されます。

PETボトルの令和6年度通年の落札単価は△65,208円/トンと、前年度の△52,444円/トンよりも有償に振れ、落札数量中の有償分比率は96.9%と前年度の97.0%と同等となりました。一方で引取量が前年度よりも減ったことから、有償分委託料(再商品化事業者が当協会に受託料を支払い再商品化を実施)は約137億円(前年度約139億円)となっています。

※ プラ法第33条対応分約22億円を含みます

POINT

④ 容リ協の事業経費 約32億円

再商品化事業を運営するために要した容リ協の経費は約32億円でした。主な内訳は消費税等14億3,869万円(前年度25億3,068万円)、現地検査や品質調査などの設備調査費5億4,075万円(前年度5億1,661

万円)、基幹システム関係費4億4,924万円(前年度5億182万円)、人件費3億1,866万円(前年度3億1,057万円)です。

引取量

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

引取量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
<https://www.jcpa.or.jp/library/record/#link01>



■ ガラスびん	31万トン
■ PETボトル	19万トン
■ 紙	1.3万トン
■ プラスチック	65万トン

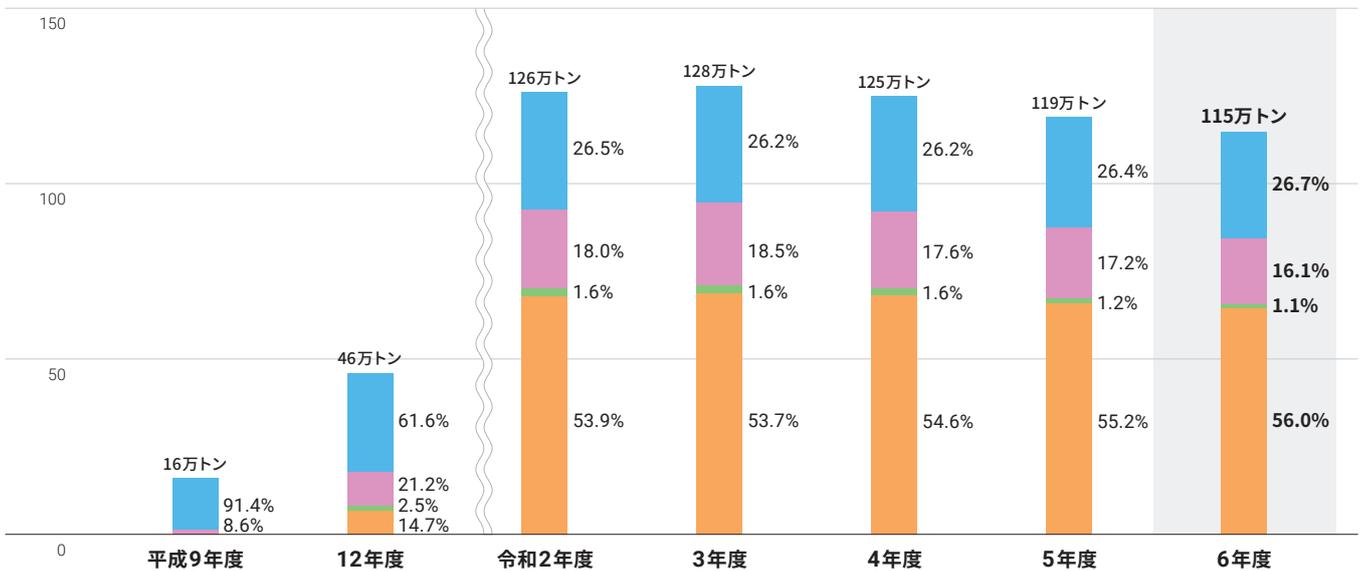
● 市町村からの引取量 **計 115万トン**

※ 引取量とは異物の除去などを行った容器包装廃棄物(分別基準適合物)の量です。115万トンには「プラ法」に基づく分別収集物を含まず。

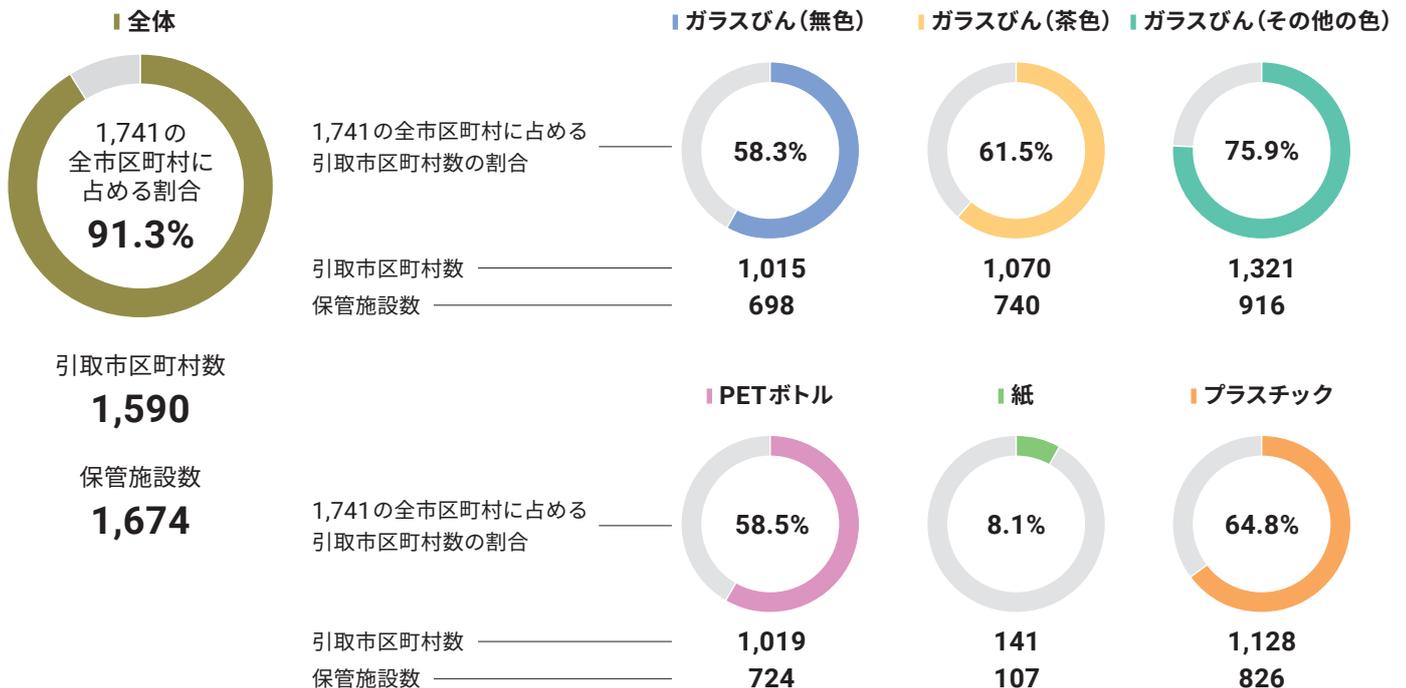
● 市町村からの引取量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

(万トン)



● 引取市区町村数／保管施設数



販売量

販売量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
<https://www.jcpra.or.jp/library/record/#link02>



※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

■ ガラスびん	29万トン
■ PETボトル	16万トン
■ 紙	1.3万トン
■ プラスチック	41万トン

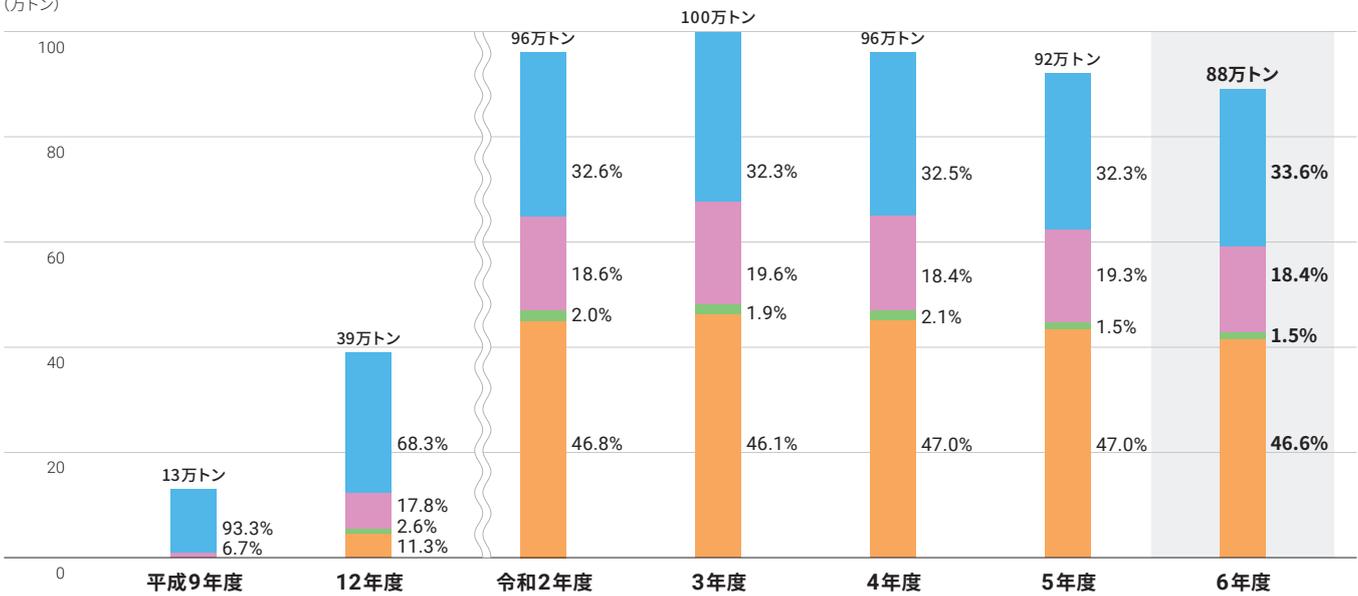
● 再商品化製品販売量

計 **88万トン**

● 再商品化製品販売量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

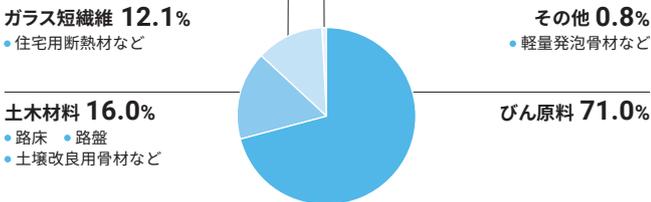
(万トン)



● 令和6年度引取分の再商品化製品利用状況

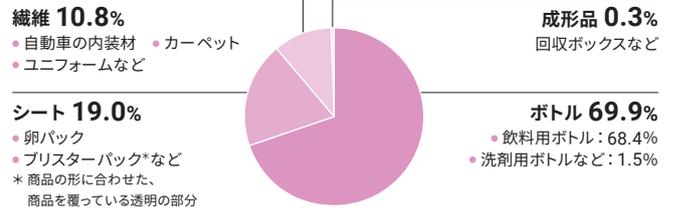
■ ガラスびん

協会の引取実績量： **307,869トン**
 再商品化製品販売量： **294,606トン**



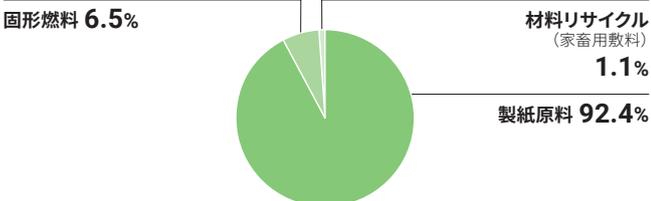
■ PETボトル

協会の引取実績量： **186,321トン**
 再商品化製品販売量： **161,334トン**



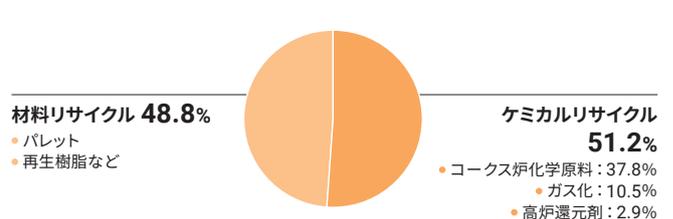
■ 紙製容器包装

協会の引取実績量： **13,179トン**
 再商品化製品販売量： **12,918トン**



■ プラスチック製容器包装

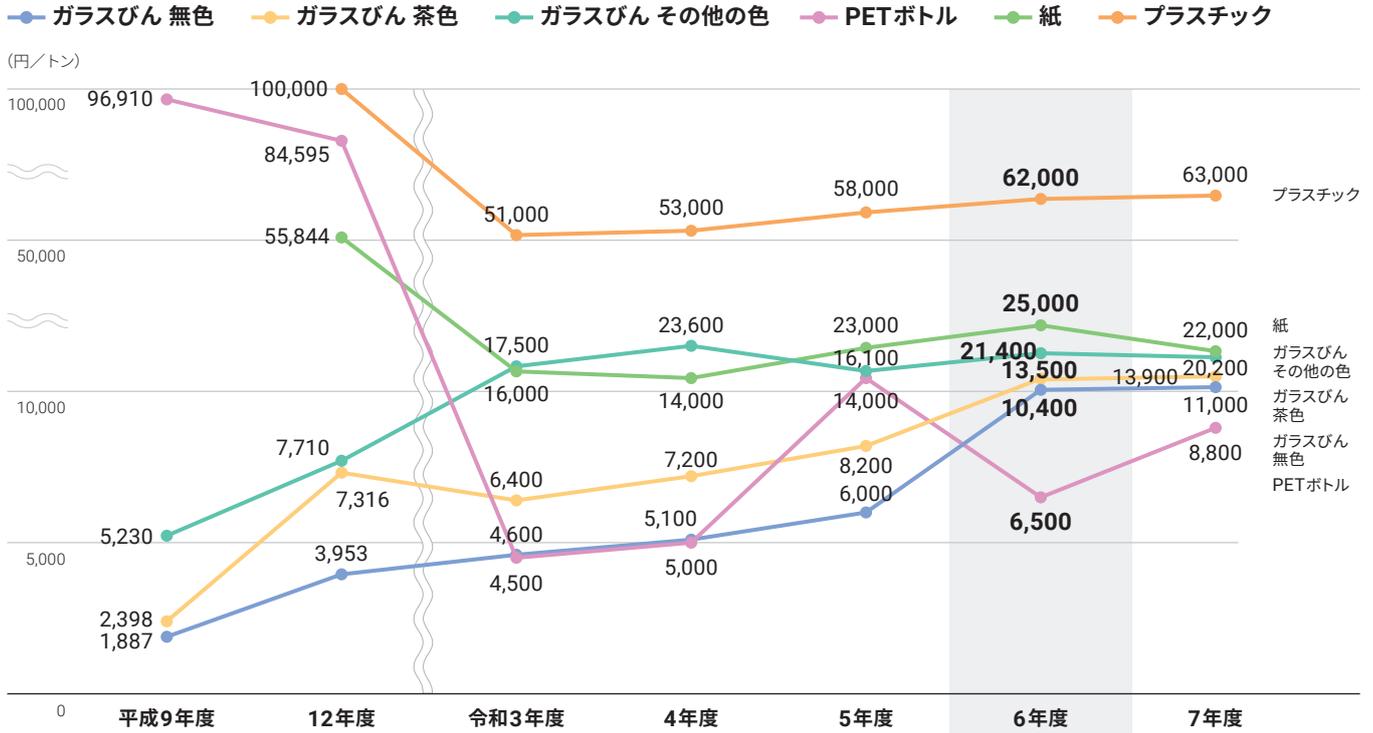
協会の引取実績量： **646,915トン**
 再商品化製品販売量： **409,042トン**



再商品化実施委託関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

● 再商品化実施委託単価



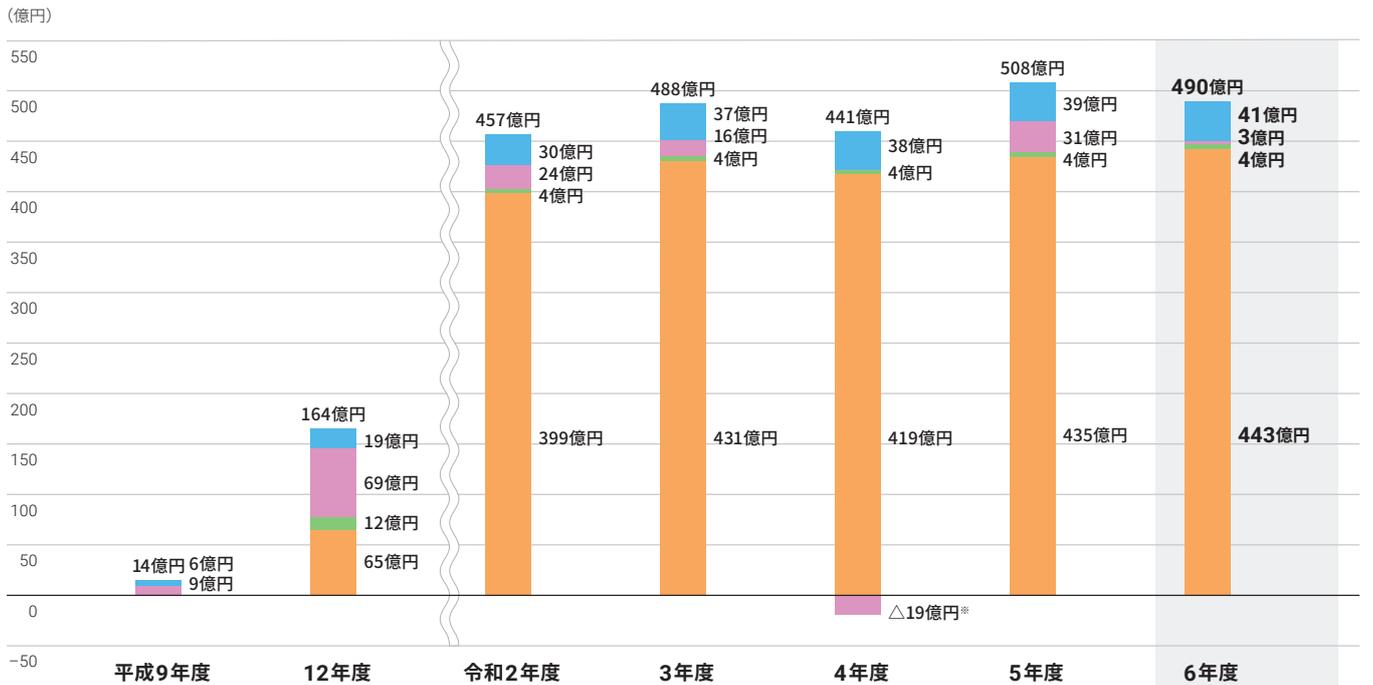
※ 消費税抜きの単価です

※ 令和7年度の再商品化実施委託単価は令和6年度に決められたものです

● 再商品化実施委託料 特定事業者 → 容リ協

490億円

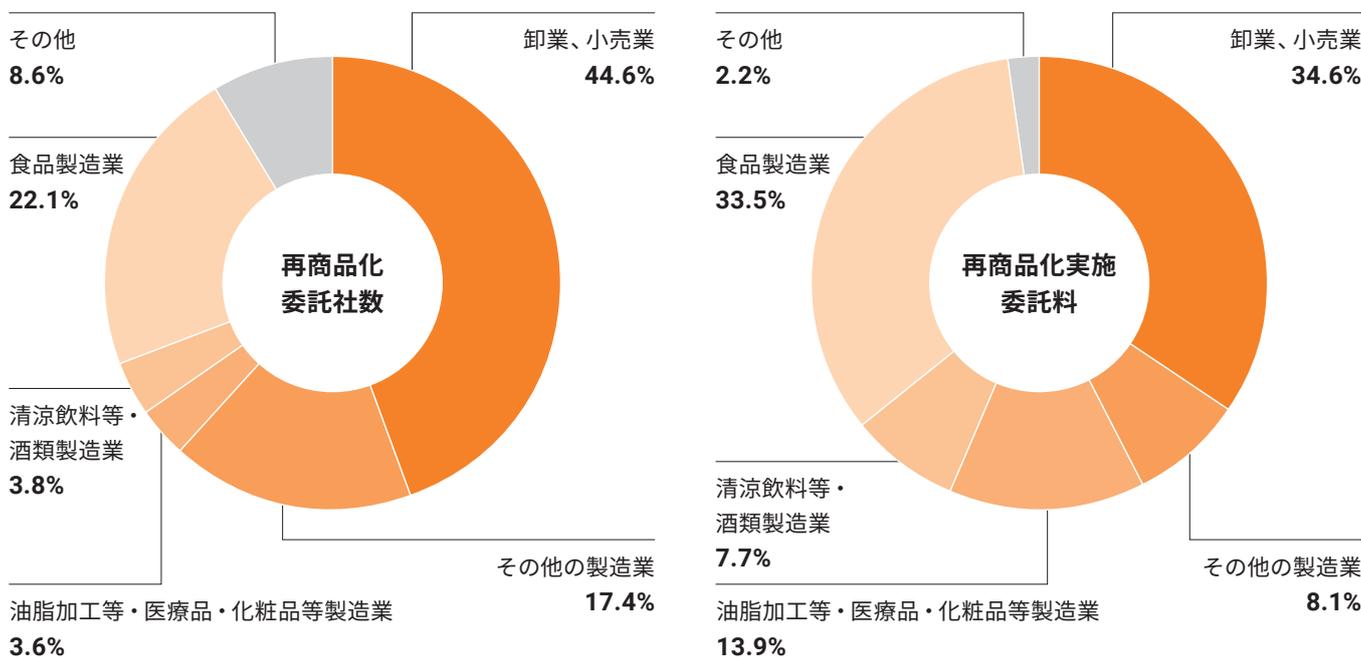
■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 年度終了後、当該年度における再商品化実施委託事業に要した総費用と、特定事業者が負担した再商品化実施委託料金(予定金)総額との間に生じる過不足について精算を行います。精算によって返金される場合と、追徴される場合があり、返金額が負担額を上回った場合はマイナスで表記しています



● 特定事業者業種別構成



※ 再商品化委託社数は一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等は1社としてカウントし計17,139社の構成になります

● 特定事業者申込社数

79,919社

(単位:社)

	平成12年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
■ ガラスびん	3,803	2,992	2,968	2,942	2,911	2,892
■ (無色)	(3,208)	(2,562)	(2,525)	(2,487)	(2,464)	(2,450)
■ (茶色)	(1,722)	(1,300)	(1,277)	(1,262)	(1,234)	(1,233)
■ (その他の色)	(1,548)	(1,072)	(1,053)	(1,035)	(1,018)	(1,025)
■ PETボトル	962	1,224	1,199	1,179	1,162	1,151
■ 紙	41,206	66,852	66,602	66,872	66,446	66,842
■ プラスチック	56,944	79,031	78,875	78,781	78,136	78,497
総数	59,449	80,422	80,253	80,120	79,430	79,919

※ 1社で複数の素材を使用している場合もあるため、素材ごとの申込社数の合計と総数は一致しません

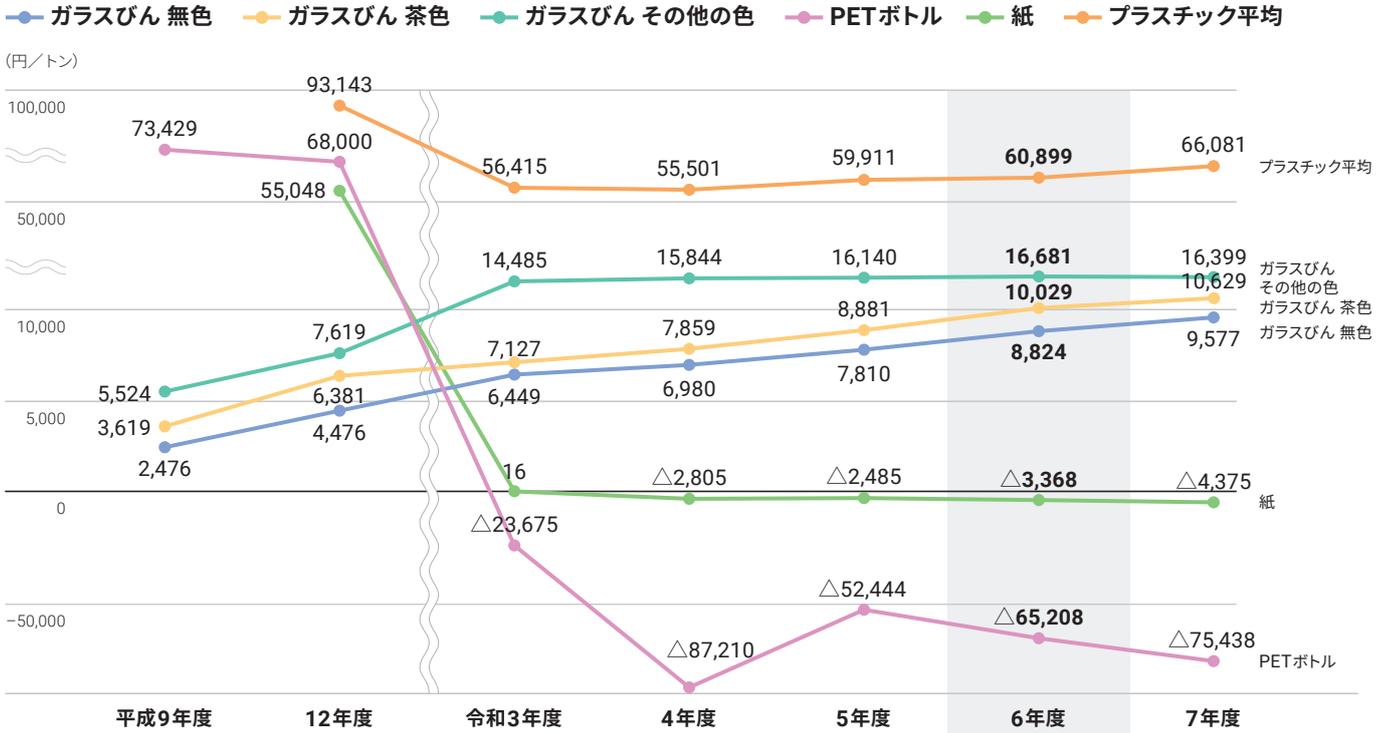
再商品化事業関連

落札に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます
<https://www.jcpra.or.jp/library/bid-result/overview.html>



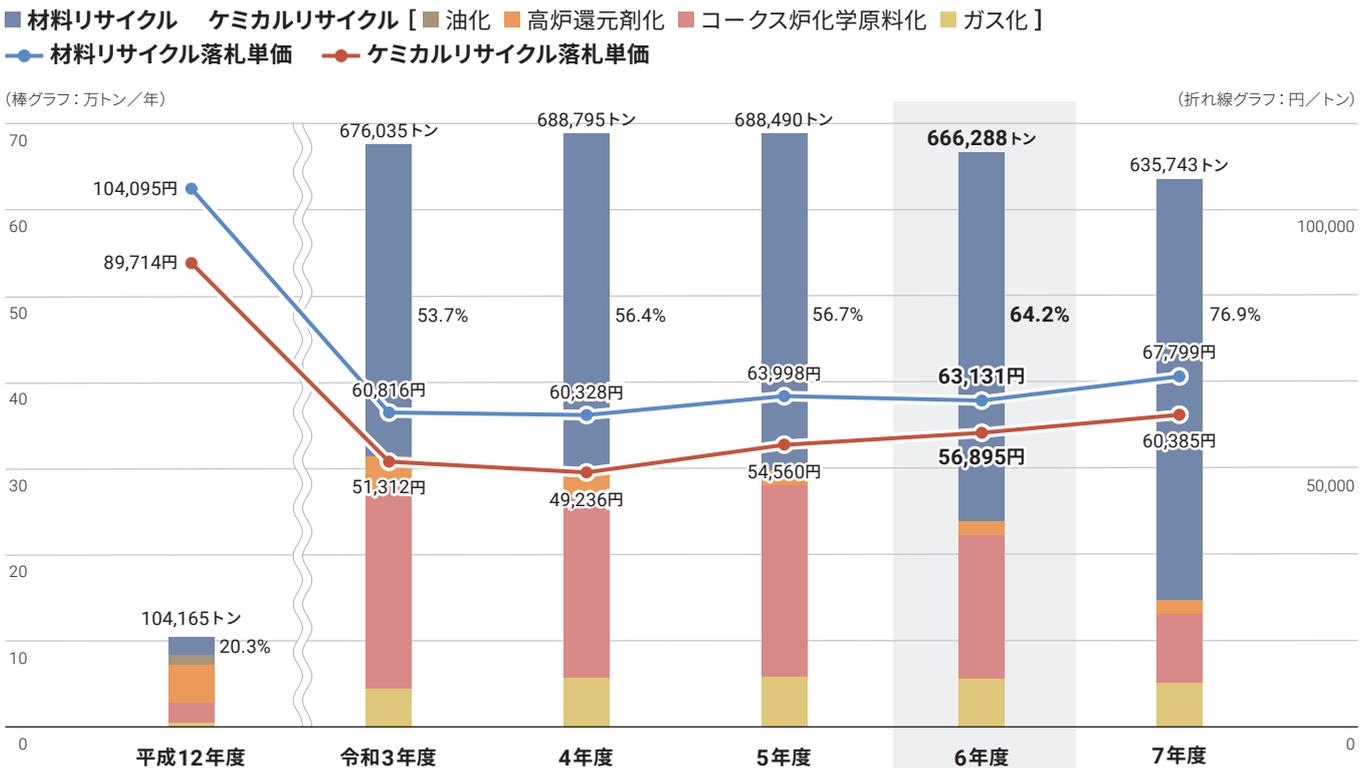
※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

● 落札単価(加重平均)



※ 消費税抜きの単価です
 ※ 令和7年度の落札単価は令和6年度入札の入札結果です
 ※ 令和7年度のPETボトルは、上半期分(令和7年4月~9月)の単価です
 ※ 「プラスチック平均」は白色トレイ、容リプラ、製品プラすべての合計です

● プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価(加重平均)の推移(白色トレイを除く)

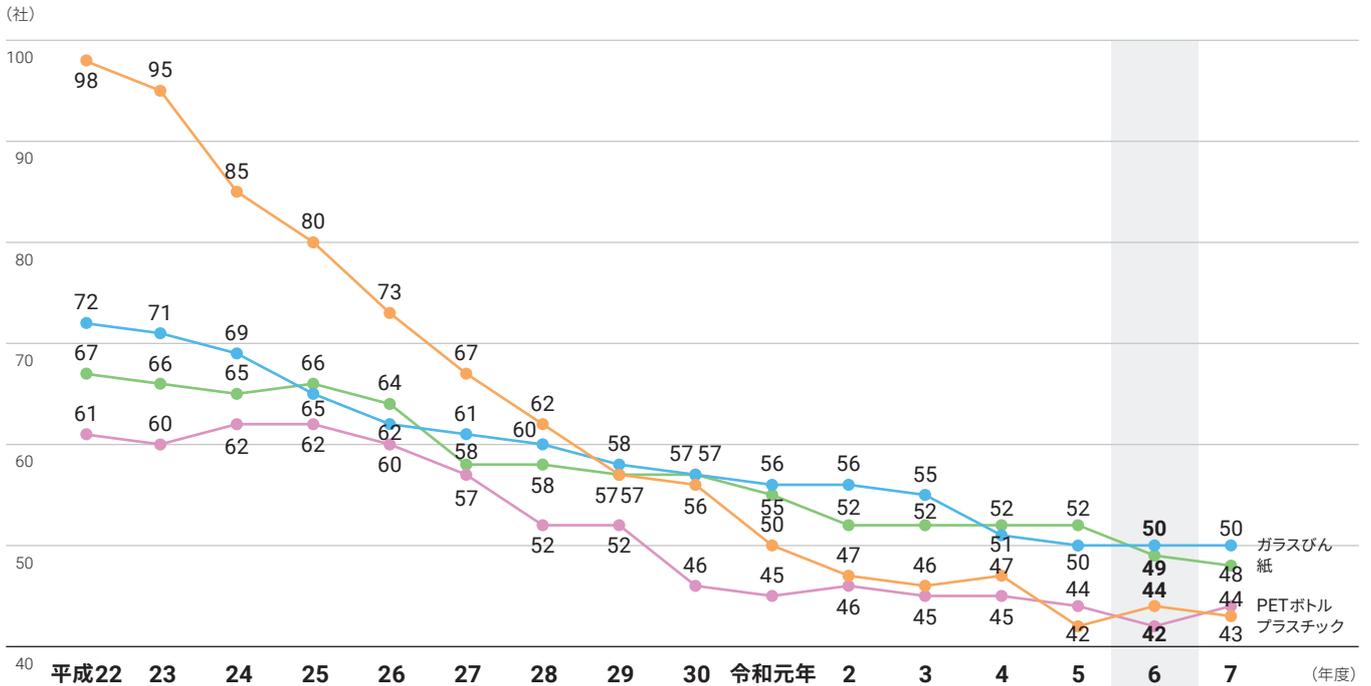


※ 消費税抜きの単価です
 ※ 令和7年度の落札単価は令和6年度入札の入札結果です



● 再商品化事業登録事業者数の推移

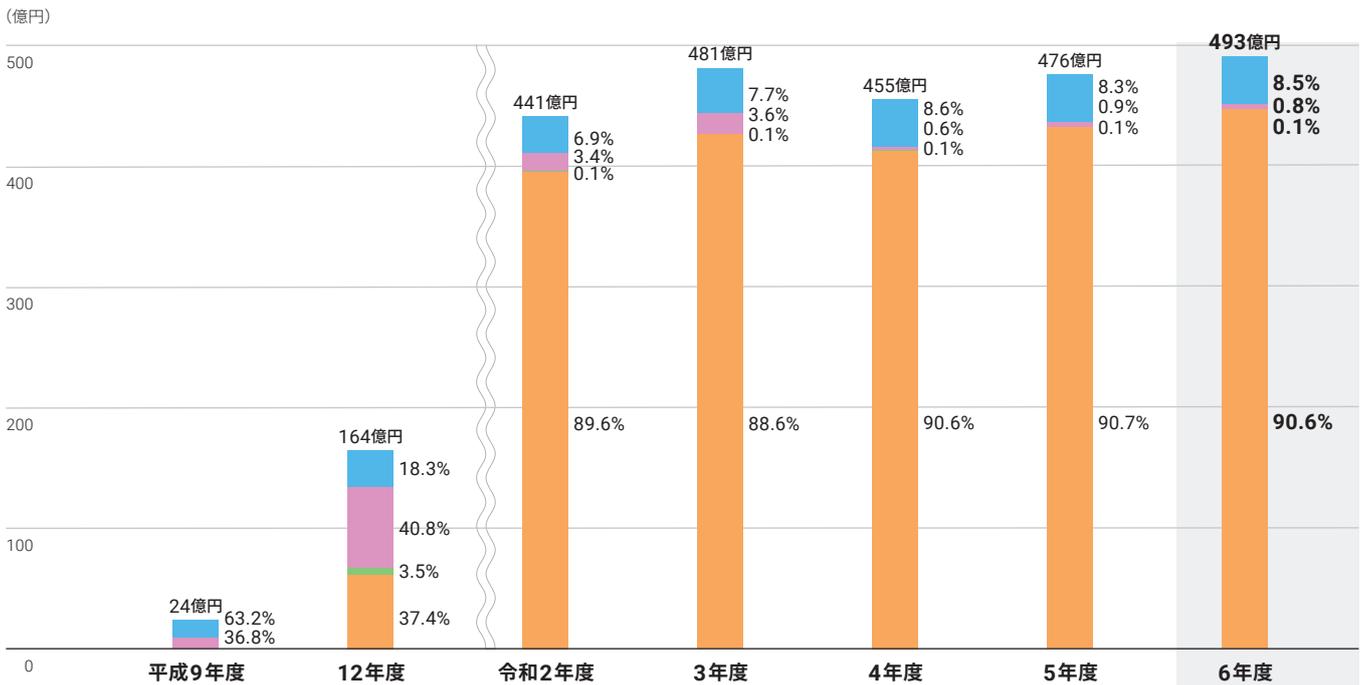
● ガラスびん ● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



● 再商品化委託費用(逆有償分) 容り協 → 再商品化事業者

493億円

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



※ 令和5年度はプラ法第33条(認定計画に基づく再商品化)対応分約9億円を、6年度は約22億円を含みます



容リ協 年次レポート2025 令和6年度 実績報告

2025年8月発行

編集・発行

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

企画広報部

Tel. 03-5532-8610

Fax. 03-5532-9698

<https://www.jcpra.or.jp/>

● 禁無断転載



この用紙は、FSC® 認証材および管理原材料から作られています。

SNS のフォロー、登録はこちら

 X (旧Twitter)



 Facebook



 YouTube

